

議案第 5 0 号

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

山都町長 坂 本 靖 也

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）に基づく、本町の情報システム標準化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 9 条第 2 項の規定により、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年山都町条例第 2 8 号）の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年山都町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

9	町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	---

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの （2） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」
---	----	--	--

			という。)であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱によるひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5	町長	山都町一般住宅の設	(1) 地方税関係情報であ

		置及び管理に関する 条例による一般住宅 の管理に関する事務 であって規則で定め るもの	って規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であ って規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報で あって規則で定めるもの
6	町長	山都町在宅介護支援 事業実施要綱による 在宅介護支援に関す る事務であって規則 で定めるもの	(1) 地方税関係情報であ って規則で定めるもの (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 2 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する保険料の徴 収に関する情報であって規 則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報で あって規則で定めるもの
7	町長	山都町すくすく子育て 支援住宅条例による すくすく子育て支 援住宅の管理に関す る事務であって規則 で定めるもの	(1) 地方税関係情報であ って規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であ って規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報で あって規則で定めるもの
8	町長	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の情報の管理に関 する事務であって規 則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規 則で定めるもの

別表第 3 を次のように改める。

1	教育委員会	山都町就学援助に関する規則による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
	機関	事務		機関	事務
1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱(平成17年山都町告示第21号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱(平成17年山都町告示第21号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱(平成17年山都町告示第22号)によるひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱(平成17年山都町告示第22号)によるひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱(平成17年山都町告示第32号)による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱(平成17年山都町告示第32号)による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱(平成18年山都町告示第70号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱(平成18年山都町告示第70号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5	町長	山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年山都町条例第137号)による一般住宅及び復興一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	5	町長	山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年山都町条例第137号)による一般住宅及び復興一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6	教育委員会	山都町就学援助に関する規則(平成26年山都町教育委員会規則第1号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	6	教育委員会	山都町就学援助に関する規則(平成26年山都町教育委員会規則第1号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
7	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱(平成29年山都町告	7	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱(平成29年山都町告

		示第25号)による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの
8	町長	山都町すくすく子育て支援住宅条例(令和4年山都町条例第36号)によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

	機関	事務	特定個人情報
1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		示第25号)による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの
8	町長	山都町すくすく子育て支援住宅条例(令和4年山都町条例第36号)によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9	町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

	機関	事務	特定個人情報
1	町長	山都町子ども医療費助成に関する要綱による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情

		綱によるひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5	町長	山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例による一般住宅及び復興一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
6	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱による在宅介護支援に関する事務	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険法(平成9年法

			<u>報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
2	町長	山都町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱によるひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
3	町長	山都町重度心身障害者医療費助成に関する要綱による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
4	町長	山都町地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
5	町長	山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例によ	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

		であって規則で定めるもの	律第123号)第129条第1項、第2項及び第3項に規定する保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
7	町長	山都町すくすく子育て支援住宅条例によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

		る一般住宅及び復興一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
6	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第1項、第2項及び第3項に規定する保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
7	町長	山都町すくすく子育て支援住宅条例によるすくすく子育て支援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
8	町長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3(第5条関係)

	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	教育委員会	山都町就学援助に関する規則による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	教育委員会	山都町就学援助に関する規則による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2	教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	町長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

①【背景】国の方針に基づき、本町では、令和8年度に、情報システムの標準化を行います。

②【新システムの特徴】

新しいシステムでは、住民票に登録されていない方（具体的には、転出者等）を住登外者と言います。その方の情報も管理します。
新システムと切替前のシステム（「現行システム」という）は、相互に情報をやり取りするため、統一した宛名番号を使用します。

③【住登外者宛名番号】

新システムでは、住登外者の情報を正確に管理するため、統一した宛名番号として、「住登外者宛名番号」付与します。

④【住登外者宛名番号はマイナンバーと関連する】

新システムでは、住登外者宛名番号はマイナンバーと紐づいて管理することになります。

⑤【法律の要件】

マイナンバーと紐づいて個人情報を管理する場合、法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律）により「その自治体の条例に定めておくこと」が必要とされています。

⑥【今回の条例改正】

そのため、「本町は、住登外者宛名番号を管理する」ということを条例に明記する必要があります。

⑦【町民への影響】

この改正は、役場内のシステム変更によるものであり、町民の皆さんが手続き等をする必要はありません。

【条例改正の具体的内容】

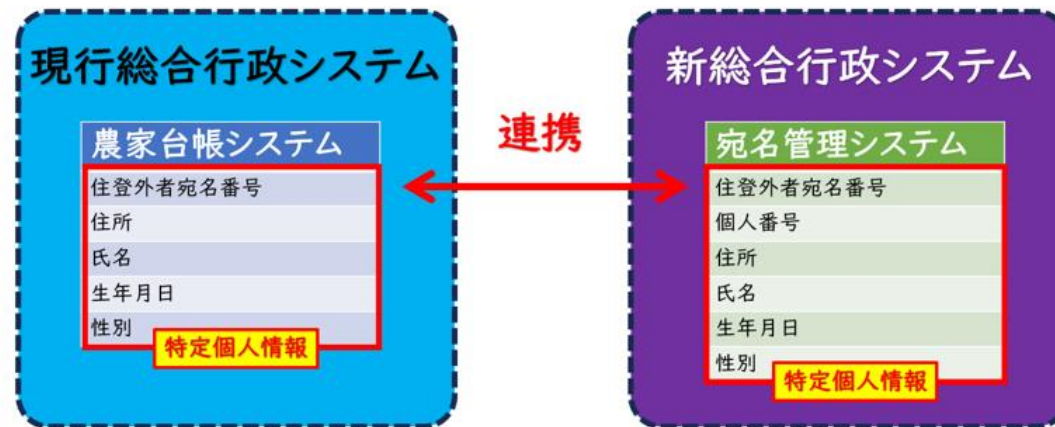
条例の別表1において、住登外者宛名番号管理を事務として行うことを追加します。

条例の別表2において、住登外者宛名情報をその事務において使用することを追加します。

条例の別表3において、町部局と教育委員会部局間において、必要な情報の提供を行うことを追加します。

【令和8年10月切替後】新システムと現行システム間では、
住登外者宛名番号を使用して、システム間の連携（紐づけ）を行う

具体例（概要図）



（国が示した標準化20業務以外のメニュー）
切替前システム
※令和8年10月以降も継続利用

【令和8年10月切替】新システム